

# 「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」の改定について

## 1 改定の理由

国においては、平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけに制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」。）」を令和7年7月に改正した。

この改正では、耐震化の促進に関する基本的な事項への取組の追加と耐震化に関する次期目標を定めている。

今回の基本方針の改正を受け、住宅や建築物の耐震化を一層促進するため、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」に新たな施策を追加するとともに、次期耐震化目標を定めるなど所要の改定を行うものである。

## 2 主な改定の内容

### (1) 新たな施策の概要

- ① 木造住宅の耐震化を加速させるため、市町村が国の補助制度を活用して耐震改修工事費の一部を助成する場合、県が上乗せ補助を実施。
- ② 省エネ改修やバリアフリー改修などのリフォームに併せた耐震改修の普及啓発
- ③ 昭和56年の新耐震基準導入以降で平成12年以前に建てられた木造住宅における所有者等による耐震性能チェック（耐震性能検証法）の普及啓発  
（平成12年に壁量のバランス計算や接合部での金物の使用など、耐震性能基準が追加）

### (2) 次期耐震化目標

項目	現状の耐震化率	耐震性能が不十分な建築物（※1）に対する「目標の設定」
① 住宅	約86% (令和5年末)	令和17年までにおおむね解消する
② 多数の者が利用する建築物（※2）	約92% (令和6年度末)	令和17年までにおおむね解消する
うち、ホテル、店舗等の大規模建築物（※3）	約88% (令和6年度末)	令和12年までにおおむね解消する
うち、防災拠点施設（※4）	約82% (令和6年度末)	

※1 昭和56(1981)年5月以前に建てられた新たな耐震基準を満たさない建築物。ただし、耐震診断等の結果、耐震性能を有すると判断された建築物を除く。

※2 病院、店舗、ホテル等は3階以上かつ1,000㎡以上

※3 ホテル、店舗、病院等は3階以上かつ5,000㎡以上

※4 市町村庁舎等の災害応急活動拠点や1,000㎡以上の避難所等